

土木設計業務等委託必携
(平成27年3月滋賀県土木交通部)
改 定 概 要

測量業務共通仕様書（案）

- 受注者の義務を追加した。(第103条)
- 業務の着手の定義を「打合せ又は現地踏査を開始」から「打合せ」に変更した。(第104条)
- テクリス登録の金額を業務委託料「500万円以上」から「100万円以上」に変更した。(第111条)
- 測量法に規定する公共測量に係る諸手続きを追加した。(第115条)
- 守秘義務に関し具体的管理手段を追記した。(第131条)
- 「土木工事安全施工技術指針」を最新のものに更新した。(第132条)
- 「湖上作業における留意事項」を追加した。(第132条)
- 「行政情報流出防止対策の強化」を追加した。(第136条)
- 「滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について」を追加した。(第137条)
- 「用地実測図作成における留意事項」を追加した。(第208条)

地質・土質調査業務共通仕様書（案）

- 業務の着手の定義を「打合せ又は現地踏査を開始」から「打合せ」に変更した。(第104条)
- テクリス登録の金額を業務委託料「500万円以上」から「100万円以上」に変更した。(第110条)
- 低入札価格調査に関する事項を追加した。(第110条)
- 守秘義務に関し具体的管理手段を追記した。(第130条)
- 「土木工事安全施工技術指針」および「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を最新のものに更新した。(第131条)
- 「湖上作業における留意事項」を追加した。(第131条)
- 「行政情報流出防止対策の強化」を追加した。(第135条)
- 「滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について」を追加した。(第136条)
- 第2章から第10章に関し、近畿地方整備局に準拠していたものを、仕様書に記載した(内容の変更はなし)。

土木設計業務等共通仕様書

- 受注者の義務を追加した。(第1103条)
- 業務の着手の定義を「打合せ又は現地踏査を開始」から「打合せ」に変更した。(第1104条)
- 照査報告書の提出について業務完了時から特記仕様書に定める照査報告毎に変更した。(第1108条)
- テクリス登録の金額を業務委託料「500万円以上」から「100万円以上」に変更した。(第1110条)
- 守秘義務に関し具体的管理手段を追記した。(第1130条)
- 「湖上作業における留意事項」を追加した。(第1131条)

- 「行政情報流出防止対策の強化」を追加した。(第1135条)
- 「滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について」を追加した。(第1136条)
- 「環境配慮の条件」を追加した。(第1212条)

現場技術業務委託共通仕様書

【全面的な改定を行った。】(特記すべき項目を以下に示します)

- 業務着手時期を追加した。(第1003条)
- 管理技術者と現場技術員が兼ねることができない旨を追加した。(第1005条)
- 管理技術者の資格要件を変更した。(第1006条)
- 業務委託料が100万円以上の業務についてテクリスへの登録を義務化した。(第1008条)
- 業務計画書の提出期限を追加した。(第1010条)

委託業務監督・検査要領

- 本庁執行に係る業務の検査職員任命基準を追記した。(第15)

測量・設計業務等関係提出書類の様式

- 各共通仕様書(案)の条文番号と整合を図った。(様式一覧)
- 不当介入事案通報書を追加した。(様式50)